

# 東京建築カレッジ無料職業紹介所 利用確認・誓約書

東京建築カレッジ 学校長 殿

当社は、以下の内容を遵守した上、東京建築カレッジ無料職業紹介所へ事業所登録をおこない、東京建築カレッジ研修生を雇用することを誓約します。

社会保険(健保・厚年)・労働保険(労災・雇用)を適用しています(健康保険は建設国保も含む)。なお、従業員5人未満の個人事業所の場合は、労働保険を適用しています。

最低賃金を下回っての賃金の支払いはしません。(※2019年10月より 東京都の場合、時給1013円、日給8104円[8時間労働の場合])。なお、労働協約を締結している場合、協約に定められている賃金を下回りません。

1週あたりの就労時間は、(東京建築カレッジの授業日も含め)原則40時間です。それを超えて就労させる場合には、36条協定を労使間で締結、労働基準監督署に届け出ています。

就業規則を作成し(常時10人以上の従業員を雇用している場合)、労働基準監督署に届け出ています。なお、10人未満の従業員を雇用している場合、雇用契約書の締結また雇い入れ通知書を交付しています。

東京建築カレッジ研修生の入学金・授業料は当社で負担します。

その他、労働基準法、労働安全衛生法を遵守します。

年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

⑩